

| 新（平成28年2月24日農林水産省告示第489号）   |        |  |     | 旧   |  |   |     |
|---|--------|--|-----|---|--|---|-----|
| <p>（熟成ベーコン類の規格）</p> <p>第4条 熟成ベーコン類の規格は、前条に規定する生産の方法についての基準のほか、次のとおりとする。</p> |        |  |     | <p>（熟成ベーコン類の規格）</p> <p>第4条 熟成ベーコン類の規格は、前条に規定する生産の方法についての基準のほか、次のとおりとする。</p> |  |   |     |
| 区   |        | 分  |     | 基   |  | 準   |     |
| 品<br>質  | （略）    |  |     | （略）   |  |   | （略） |
|   | 原<br>材 | 原 料 肉  | （略） |   | 原 料 肉 及 び<br>食 品 添 加 物<br>以 外 の 原 材<br>料 | （略）   |     |
|   |        | 原 料 肉 以 外<br>の 原 材 料   | （略） |   |  | （略）   |     |
|   | 添 加 物  | （略）  |     | 食 品 添 加 物   | （略）                                      |   |     |
| （略）   |        |  | （略） |   |  |   |     |
| 表 示   |        | 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、名称の表示は、次に規定する方法により行われていること。<br>熟成ベーコンにあつては「熟成ベーコン」、熟成ロースベーコンにあつては「熟成ロースベーコン」、熟成ショルダーベーコンにあつては「熟成ショルダーベーコン」と記載すること。 |     | 表 示   |  | 次に規定する方法により行われていること。<br><u>1 熟成ベーコンにあつては「熟成ベーコン」、熟成ロースベーコンにあつては「熟成ロースベーコン」、熟成ショルダーベーコンにあつては「熟成ショルダーベーコン」と記載すること。</u><br><u>2 <u>ブロック、スライス又はその他の形状に切断して包装したものにあつては、1に規定する表示の文字の次に、括弧を付して、「ブロック」、<br/>「スライス」等その形状を記載すること。</u></u> |     |